

e-Tax と 社会 保 障 ・ 税 番 号 制 度 の 関 係 (本 人 確 認 手 続)

e-Taxなら番号制度導入後も本人確認書類の添付は不要です！

個人が税務署へ申告書等を提出する際には、本人確認をさせていただくことになります。本人確認書類等は、提出方法により異なります。税理士が代理送信を行うと、手続きが一部簡略化されます。

給与所得者の医療費控除の申告を例とすると、次のとおりです。

税理士が提出する場合

提出方法	e-Tax (電子申告) の場合	書面提出の場合
必要な添付書類等 (従来)	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得の源泉徴収票や医療費の領収証等は、添付省略 税務代理権限証書 (データ) 又は、納税者本人の利用者識別番号の入力 電子証明書で税理士の本人確認 	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得の源泉徴収票の提出 医療費の領収証等の提出又は提示 税務代理権限証書の提出

↓ 番号制度導入後は、身元確認と番号確認が必要

番号制度導入後	代理権の確認書類	○添付不要 (税務代理権限証書 (データ) で確認)	○不要 (税務代理権限証書で確認)
	代理人の身元確認書類	○添付不要 (税理士の電子証明書で確認)	○新たに必要 (税理士証票の提示又は、写しの添付) ※1 件別に必要です。
	本人 (納税者) の番号確認書類	○添付不要 (地方公共団体情報システム機構への照会等により確認)	○新たに必要 (個人番号カード等の写しの添付) ※1 件別に必要です。

優秀な人材の確保・定着化の切札

従業員を大切にしている経営者の皆さまのために 社外で安心の積立を



東法連特定退職金共済制度

東法連特退共制度の5つの魅力

1. 従業員1人につき1口1,000円 (月額) から30口まで加入できます。
2. 掛金は全額損金 (又は必要経費) に算入できます。
3. 中小企業退職金共済制度 (中退共) との重複加入が可能です。
4. 中小企業退職金共済制度 (中退共) との被共済者単位での通算 (受入と引渡し) も可能です。
5. 加入手続きは簡単です。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約5,400社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、平成27年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-27-11-S (平成27年7月31日) P6965

資料請求・お問い合わせは

TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館内
TEL : 03-3357-1641 FAX : 03-3357-1642
http://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp